様式第6号

　　年　　月　　日

様

舟橋村長

（公印省略）

保険給付支払一時差止額からの保険税滞納額控除通知書

国民健康保険法第63条の２の規定により、　　年　　月　　日付けで通知し、一時差止めした保険給付額から、次のとおり保険税滞納額を控除いたしますので、あらかじめ通知いたします。

記

１　一時差止めした保険給付の種類及び給付額

|  |  |
| --- | --- |
| 保険給付等の種類 | 一時差止保険給付額 |
| 高額療養費 | 円 |
| 療養費 | 円 |
| その他（　　　　　　　　　　　） | 円 |
| 計 | 円 |

２　一時差止めした保険給付額から控除する保険税滞納額

３　一時差止めした保険給付額から保険税滞納額を控除する日

　　年　　月　　日

４　その他

未納保険税の完納若しくは著しく減少したとき、あるいは法令で規定する特別の事情（裏面参照）があると認められた場合は、保険給付の一時差止めを解除いたしますので、申し出て下さい。

５　連絡先

舟橋村役場　住民生活課　国保担当

電話　076-464-1142

本状到着前に未納分保険税を完納された場合は、行き違いですのでご容赦下さい。

（裏面もご覧下さい）

（様式第５号・第６号の裏面）

国民健康保険法施行令第１条の４で規定する特別の事情

あなたの世帯が、下記の事情により国民健康保険税を納付することが困難な場合、事実を証明できる書類を持参のうえ、住民生活課までお越し下さい。

相談の結果、国民健康保険税の納付が困難であると認められる場合には『特別の事情に関する届出書』を提出していただき、保険給付の一時差止めを解除いたします。ただし、国民健康保険税が免除されるものではありませんので、今後の納付計画についてもご相談下さい。

記

１　国民健康保険税の納付が困難であると認められる特別の事情

|  |
| --- |
| １　世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかった。２　世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した。３　世帯主がその事業を廃止し、又は休止した。４　世帯主がその事業につき著しい損失を受けた。５　上記に類する事由があった。 |

２　事実を証明できる書類

・罹災証明書

・盗難事故証明

・確定申告書の写し又は廃業届

・医療機関の診断書

など

連絡先：舟橋村役場　住民生活課　国保担当

電話　076-464-1142